

一般財団法人福岡県建築住宅センター適合証明業務手数料規程

目次

- 第1条（趣旨）
- 第2条（用語）
- 第3条（手数料の額）
- 第4条（手数料の減額）
- 第5条（手数料の納入及び返還）
- 附 則

（趣旨）

第1条 この規程は、一般財団法人福岡県建築住宅センター（以下「センター」という。）が実施する適合証明業務（独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）に基づく工事審査で、住宅若しくは建築物又は改良工事が独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）の定める基準に適合することを証明する業務をいう。以下同じ。）に係る手数料について、機構と平成21年4月1日付けで締結した適合証明業務に関する協定の変更に関する協定書第9条の規定及び一般財団法人福岡県建築住宅センター適合証明業務規程（以下「業務規程」という）第21条の規定に基づき、必要な事項を定めるものである。

（用語）

第2条 この規程で使用する用語は、業務規程で使用する用語の例による。

（手数料の額）

- 第3条 適合証明業務に係る手数料のうち、新築住宅及び賃貸住宅に係る検査申請手数料の額は、適合証明業務手数料別表1に掲げる額とする。
- 2 適合証明業務に係る手数料のうち、中古住宅に係る物件調査・適合証明申請手数料の額は適合証明業務手数料別表2に掲げる額とする。
- 3 フラット35Sの適用を受ける新築住宅に係る検査手数料は、前項の手数料の額に、適合証明業務手数料別表3の額を加算した額とする。

（手数料の減額）

第4条 センターは、適合証明業務が効率的に実施できる場合にあつては、実費を勘案して、前条の手数料を減額することができるものとする。

(手数料の納入及び返還)

第5条 申請者は、第3条に規定する手数料を引受承諾書交付後すみやか銀行振込み又はコンビニ決済(払込票)により納入するものとする。

2 前項の銀行振込みに要する費用は申請者の負担とする。

3 センターと申請者は、協議により、一括の納入等別の方法をとることができるものとする。

4 納入された手数料は返還しない。ただし、センターの責に帰すべき事由により検査が実施できなかつた場合は、申請者に返還する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

平成15年	9月30日	制定
平成16年	9月30日	改正
平成17年	6月1日	改正
平成17年	8月15日	改正
平成19年	4月1日	改正
平成20年	4月1日	改正
平成21年	4月1日	改正
平成22年	4月1日	改正
平成24年	4月1日	改正
平成25年	10月1日	改正
平成28年	4月1日	改正
平成29年	4月1日	改正
令和4年	10月1日	改正
令和5年	4月1日	改正
令和7年	4月1日	改正